

官報

号外 昭和二十二年十一月八日

○第一回 衆議院會議録第五十六号

昭和二十二年十一月七日(金曜日)

午後二時二十四分開議

議事日程 第五十五号

昭和二十二年十一月七日(金曜日)

午後一時開議

一 國務大臣の演説に対する質疑

(前会の続)

○副議長(田中高逸君) 諸般の報告をいたさせます。

〔参事朗読〕

委員会に付託された議案は次の通りであります。

(内閣提出)自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案

十一月六日 農林委員会に付託

(内閣提出)石油配給公團法等の一部を改正する法律案

十一月七日 商業委員会に付託

〔朗読を省略した報告〕

一、昨六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

水産委員 内海 安吉君

官報号外 昭和二十二年十一月八日

衆議院會議録第五十六号 議長の報告

議員辭職の件 國務大臣の演説に対する質疑

電氣委員 廣川 弘禪君

運輸及び交通委員 中野 武雄君

一、昨六日議長において、常任委員の辞任に伴い、次の通り補欠指名した。

水産委員 關内 正一君

電氣委員 中野 武雄君

運輸及び交通委員 内海 安吉君

一、昨六日内閣から提出した議案は次の通りである。

自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案

一、昨六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和二十二年一度一般会計予算補正(第六号)

○副議長(田中高逸君) これより會議を開きます。

○副議長(田中高逸君) 議員田中齊君より辭表が提出されております。これにつきお諮りしたいと思ひます。まずその辭表を朗讀いたさせます。

〔参事朗読〕

東京都中央区銀座西七丁目五番地五 田中 齊

私儀一身上の都合により衆議院議員を辭職致したく存じますから御許可相成る様願上します。

昭和二十二年十一月七日 右 田中 齊

衆議院議長松岡洋右殿

○副議長(田中高逸君) 田中齊君の辭表を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○副議長(田中高逸君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

一 國務大臣の演説に対する質疑

(前会の続)

○副議長(田中高逸君) 昨日の荒木萬壽夫君及び青木孝義君の質疑に対し、

和田國務大臣より答弁のため発言を求められております。これを許します。

國務大臣和田博雄君。

〔國務大臣和田博雄君登壇〕

○國務大臣(和田博雄君) 荒木議員の御質問に對しましてお答えいたします。

予算に對します資材の裏づけの点でございします。今度の追加予算を組みますにつきは、資材の面とも関連をもたせて予算を組んだわけでございます。こまかい個々の資材につきましては煩を避けて、そのうち一番大きな資材でありますセメントにつきまして、今度の追加予算と需給計画との関連の概要を御説明申し上げます。

今年度の下期のセメントの生産見込みは六十五万二千トン、在庫の拂出しを二万五千トン見積りまして、供給力が六十七万七千トンであるのに對しまして、公益事業の需要に對します配当は、一般会計におきまして、約九万六千トンのうち、水害復旧用が三万一千トンであります。鉄道特別会計の建設に要します分が三万二千トン、通信特別会計の建設に要します分が六千九百五十トン、國有林野事業特別会計

の分が千六百六十八トン、その他アルコールとか印刷とか専賣等の特別会計に要します分が千二百五十八トンで、合計大体十三万八千トンばかりになるのでございします。その他の資材につきましても、殊に進駐軍用の資材等につきましても、これは毎四半期ごとに向うと相談してきめておるのでございまして、今回の場合におきましても、その資材の裏づけは十分いたしておるのであります。

次に、青木さんの質問に對しまして一括して御答弁申し上げます。七月の初め物價体系を設定いたしましたときの一番大きな問題は、食糧危機の問題、生活困難、貸金引上げ、原價高、公定價格の引上げ、やみ價格の上昇といったような過程を経まして、物價と賃金とが非常に惡循環をして、インフレーションが増進する危険がありましたので、この危険も食糧の端境期における過渡的な現象であり、新しい食糧年度が始まりますならば、その面からの安定性はある程度考えられるということには予想できたのであります。九月におきます水害によりまして、その後の事態の進展には地域的に若干の曲折が現われまして、われ／＼としても遺憾に存じておる次第であります。現

在の状態において、十一月以降の生計状態を想定して見ますならば、今までが政策の結果といまして、やみの撲滅とか配給の改善に全力を注ぐことが正当な方法であらうと考えて、その点について、政府としても今後全力を注いでいきたいと存するのであります。

千八百円基準の問題につきまして、この賃金水準を價格改訂の場合にわれ／＼は採用したわけでありまして、この水準自体を守るための努力をいたしますが、今のインフレーションというものを阻止する上においては必要な事柄でありまして、これを崩す、またもう一遍高い水準における物價の安定を求めるという事柄は、もう一遍過去の誤りを繰返すということでありまして、やはり價格体系堅持という建前に立ちまして、政府といふしましては各般のこれに対する施策をいたそう、こう考えていることを御了承願いたいと存じます。(拍手)

○副議長(田中萬壽君) これより大蔵大臣の財政演説に對する質疑を継続いたします。圓谷光衛君。

○圓谷光衛君(登壇)

私は、六三制予算に

つきまして、片山首相並びに森戸文相に所見を質したいと思ひます。

片山首相は、第一回の國會において、七項目の政府施策を述べまして、特に文教については次のごとくお述べになつておるのであります。すなわち、新憲法の精神を生かすために特に六三制の完全実施をする、種々なる困難はあろうが、これに對して最大の努力をするであらうということを書べているのであります。さらに森戸文相も、機会あるごとに六三制の完全実施を主張しておつたのであります。しかるに、今回政府は驚くべき欺瞞政策をとつたのであります。これは断じて許すべからざる問題であると思ひのであります。欺瞞政策とは何であるか。

政府は七月の末に閣議を開いて、明年度新しく中学の二年生になる者の不足教室の設備のために約三十一億余万円の予算を見積りまして、うち十四億は國庫の補助といたし、他の十七億は地方起債にまつということを決定されたとのことあります。しかして、文部省はこの予算をただちに地方長官に通知し、地方長官はまたこれを各市町村長にその金額まで割当てたのであります。いかに欺瞞の今日とはいへ、地方民はこの指令に基いて、今や建設を

急ぎつつある状況であります。しかるに、今回この十四億が予算面に七億しか計上されていないということは、國民を欺くことにはなほだしいものであると思ひのであります。

この点について片山首相に特に所見を質したいことは、あなたは「國民に訴える」といふパンフレットの中に、私の政治観念は正しいことを行うことである、また最大多数の幸福なる生活を確立することである、またさらに文化・平和國家を建設することであつて、政治は一つの國民運動である、精神運動である、主として人類愛に立つところの正義観を布くのでなければならぬといふことを仰せられておる。この観点よりするならば、國民大多數の要望するこの六三制案は國民が要望しておつたものはいまだかつてないと思ひのであります。各文教委員はもちろんと、各党派はもちろん——民主黨の一部には反対があつたと聞いておりますが、ほとんどだれ一人異論なくこれを希望しておつたのであります。しかるに、その半額七億円しか出せないということは、國民を欺くものでなくて何であらうか。あなたのおつしやる正義観、あるいは正しい政治、あるいはは

六三制を完全に実施するというようなことが、私は何だかわけがわからなくなりまして。この点について首相の明快なる御所見を承りたいのであります。

さらに私がこの問題を重要視するゆえんのものは、事教育に關することであつて、全國の津々浦々からは、この予算を案じて幾通かの手紙を私はもらつております。全國の五十万の教員が、正しい政治ということをはりてを言つてもいいことだということを國民に教育したならば、日本の國體、道義は一体どうなりますか。

さらに首相にお伺いしなければならぬことは、この十四億が七億に削減されたということは、森戸文相からの話によれば、これは一應總理大臣の裁定に任したということでありまして、いかなる理由で十四億が七億に削減されたかを伺ひたいと思ひます。

さらに森戸文相大臣にお伺ひいたしたいことは、八月六日と十月十四日の二度にわたつて、各市町村に對してこの金額の割当をしたのであります。もちろん、町村はこの予算を目あてに建設にとりかかつておるのであります。しかるに、その半額七億となり、その補助の七億円は欠損が起るのであります。これによつて町村長は非常な窮境

に立つてあらうと思ひのであります。が、一体この責任はどなたがおとりになるのか。わが党は米三合を配給する自信があるとか、あるいは物價を下げて國民の生活を安定させるといふやうなうそ、うそがまた連う。この点について、文相の責任ある答弁をお願いしたいと思ひます。

さらに、もう一つお伺ひしたいことは、文相は過日……

○時間、時間と呼ぶ者あり

○副議長(田中萬壽君) 結論を言つてください。時間です。

○圓谷光衛君(続) 五日に、もしこの予算が窮境に立つ場合はいかなる処置をとられるかという松原君と黒岩君の質問に對して、自分は文相をやめる氣はない、あくまで六三案の実施のためには努力するであらうということをおつしやつた。

「時間だ『約束を守れ』と呼ぶ者あり」

○副議長(田中萬壽君) 重ねて注意します。

○圓谷光衛君(続) さらに、読賣新聞の報するところによれば、十四億の予算は必ずあとからとるであらうというやうなことを新聞に報しておりますが、この質問に對しても、自分はそれはわ

からない、七億の予算も自分独断ではできない、さうおつしやつておるのであります。もしこの七億もできないときには、いかなる態度をおとりになるか。過日は、坦々たる心境であるから自分の腹はきまつておるといふことを委員会に申されたのでありますが、その坦々たる御説明をお願いいたします。(拍手)

〔國務大臣片山哲君登壇〕

○國務大臣(片山哲君) 六・三制はぜひとも実施いたしたいと考えております。つきましては、追加予算面にまず七億円を計上いたしましたのであります。あの金額は、六・三制実施に伴う必要に応じて、ぜひとも出したいと思つておるのであります。これは財源とらみ合わせて、今考慮中であります。財源ができましたならば、必ず予定通り六・三制を実施いたすことを、ここにお約束いたします。(拍手)

〔國務大臣森戸辰男君登壇〕

○國務大臣(森戸辰男君) 圓谷君の御質問にお答えいたします。御質問の中に、六・三制の完全実施をやるかと私が言つたというお話であります。これは、間違ひであります。私も、六・三制は今日の窮乏日本では完全にはできないが、あらゆる努力を拂つて完全に近づ

い方に導いていかねばならぬと常に申しておるのであります。

第二には割当の点であります。これは実は七月十五日に予算が内定をいたしましたして、冬になりますと実は工事も進みませんので、そういう事態を考へながら、実はかような事態であつて、まだ内閣ではきまつておらぬのであるけれども、しかし工事等の関係があり、さような條件を得ながら御承知願いたいというので、府縣に知らしたわけでありまして、この点で、決してそれが確定的なものとして地方に運達しておるわけではないのであります。しかしながら、それがために実は地方では準備をいたし、中には着工しておる地方もあるやに承つておりますので、当局におきましては、至急に地方のその実情を調査して、実情に即した処置をとりたいと存じております。地方の町村長その他の方々に負担をかけるというふうな考えは、断じてもつておりません。

なお七億ときまつたのであります。残り七億についてはどういふ考へをもつておるかというお話であります。私も、実はこの七億では私どもの当初望んだ六・三制の実現も困難でありますので、この足りないところ

を充たしていくために最善の努力をいたしたいと存じております。私のなすべきところは、この残された範圍のものを最善の線まで導いていくことであらうと存じております。

なお、この際一言申し添えておきたいことは、実は今日窮乏の際であるから六・三制度は中止すべし、あるいは延期すべしという議論も世の中にはあつたのであります。しかるに私も断じて行つていかねばならぬ、多くの困難に当面しつつも、殊にこの夏の災害復旧という大きな問題の中にも、國民は苦しきに耐えつつ六・三制を実行していかなければならず、政府もまたこの窮乏の間にあつてこれを実行していこうという固い決意をもつておることを申し添えたいと思つてあります。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 川野芳滿君。

〔川野芳滿君登壇〕

○川野芳滿君 今回提案になりました昭和二十二年度の追加予算は、歳入歳出ともに九百二十一億という膨大な数字に上るのであります。この膨大な予算が、健全財政堅持の建前から、少しの赤字公債の発行もなく、しかも案算における赤字四十八億を完全に

解消するのみならず、國鉄並びに通信事業のごとき特別会計の赤字七十五億を一般会計にもちこんで解消のできる予算編成を行われました当局の努力に對しましては、その労苦を多量にいたすものでございます。しかし、靜かに予算の内容を検討してみますと、將來の負担に残せしもの、あるいはまた追加予算を余儀なくせんとするもの、あるいはまた國民大衆に過重の負担を負わせんとするもの等あることは、まことに遺憾千万に存じますので、國民協同の立場から、私は關係大臣に對し若干の質疑を試みんとするものでございます。

本年七月新物價体系を定められました當時におきます全國工業資金水準は千六百円弱で、また當時におきます全國官公吏の俸給水準は千六百円に定められたばかりでございます。ゆゑに、本年七月におきましては、資金水準を千六百円、物價水準を基準年次の五十倍ないし五十五倍という物價体系をおつくりになりました。私は一應物價体系は成立つておつたものと考へるのであります。しかるに、資金水準を千八百円、物價水準を基準年次の六十五倍と大幅にお引上げに相なりましたのは、小幅に引上げ

はね返りが来るであらう、ゆゑに物價体系は數箇月しか保たれない、これではいけないというので、すなわち相當期間新物價体系を保つ必要あるために、大幅に引上げられたところの新物價体系をおつくりになつたものであると私は考へるのであります。しかしいたしますならば、現内閣といつたしましては、新物價体系を相當期間守らなければならぬと私は考へております。しかるに現内閣の閣僚の中には、新物價体系が壊れてもやむなしとするかのさういふ意見の發表をされる方もあるのでございまして、先ほど申しましたように、千六百円對基準年次の五十倍ないし五十五倍に定められるところの物價体系を大幅に引上げて、千八百円對基準年次の六十五倍と定められましたその物價体系が、數箇月のうちに壊れるといふことになるならば、現内閣といふものは重大なる責任を負わなければならぬと私は思ふのであります。ゆゑに現内閣といつたしましては、新物價体系を守るべく新たに決心をいたしまして、新物價体系を守るための、その裏づけともなるべきところの施策を進めていかなければならぬと私は考へるのであります。

政府は流通秩序の維持に努め

いたしました。これに伴いまして施策を進めておりますが、遺憾ながら成績のあがらざるが今日の状態であります。殊に、その一環をなすところのやみ取締りの実情をながめてみますと、東京部のごときは、やみ取締りが始まる二、三日前に、何日からやみ取締りが始まるというのをやみ商人に内通がまいます。そうしますと、やみ商人は、やみ取締りが始まるその期日から、まどを締めて休んでい

に、補償するにも財源の削減に遇つた今日でございますから、かかる赤字を生んでくるところの農業者に對する補償の途は、いかなる費目からされるのであるか、この点を伺つておきたいと存する次第であります。

次は、地方財政の問題でございます。今日國家の財政も非常に苦しいのでございますが、地方の財政というものは極度に行き詰まつております。殊に市町村財政におきましては、破綻に瀕しておると言つても私は過言でないと思ひます。新憲法によりまして、地方制度の改正が行われ、地方に大幅の権限が委譲されました結果、従いまして事務が非常に複雑になつてまいりまして、多くの人員が増員されることは当然であります。しかるに今までにおきましては、地方町村役場等におきましては非常に待遇が悪かつたのでござい

方負担によつて行われまする關係上、地方の財政というものは非常に困難な現在の状態であります。ゆえに、少額の交付金でございますならば、どうして地方財政は救われないのでござい

ようであります。しかし、ただいまも説明がありましたように、すでに各市町村においては割当額を通知になつておりますので、建築にとりかかつておるといふ現下の実情である。かかる際において、補助が停止され、あるいは半減されるということになりますと、地方町村というものはまた破綻に瀕するということになりますので、どうしても残りの七億というものは支出してやらなければなりません。ゆえに政府は、この七億は予備費の中から支出せんとするのであるか、追加予算の中にこの七億を含めてお出しに

は、農協同組合法案が議会の審議にかかつております。衆議院は議決いたしましたので、参議院は本日議決することになつておりますが、この法案が兩院を通過いたしますと、やがて法律となつて現われます。しかいたしますと、現在の農業者といふものは解散することになります。しかも、その解散は農協同組合法の制定に伴う農

業團體の整理等に関する法律案といふ法律の建前から、八箇月以内に解散しなければならぬということになつておるわけでありま

なつた、第三は六・三制を実施するため追加予算を出さなければならなかつたといふ答弁をいたしておられるのであります。かくのごとく追加予算を出すところの三番目の條件に六・三制の國庫補助十四億円の問題を出しておられるにもかかわらず、承るところによると、わずか七億しか支出されてい

なつた、第三は六・三制を実施するため追加予算を出さなければならなかつたといふ答弁をいたしておられるのであります。かくのごとく追加予算を出すところの三番目の條件に六・三制の國庫補助十四億円の問題を出しておられるにもかかわらず、承るところによると、わずか七億しか支出されてい

なつた、第三は六・三制を実施するため追加予算を出さなければならなかつたといふ答弁をいたしておられるのであります。かくのごとく追加予算を出すところの三番目の條件に六・三制の國庫補助十四億円の問題を出しておられるにもかかわらず、承るところによると、わずか七億しか支出されてい

は、やみ取締りの効果というものは、私はあがらないものと考えますがゆえに、政府におきましては、今後新物價体系を保つ上におきまして、強い政治のとり方をやらねばならないと私は考へるのでありますが、これに對しまして政府は將來いかなる施策をおとりになる考へであるか、この点を御発表願ひたいと存する次第であります。

次は、金融機關の補償の問題でございます。私どもは、過ぐる九十二議會

に、補償するにも財源の削減に遇つた今日でございますから、かかる赤字を生んでくるところの農業者に對する補償の途は、いかなる費目からされるのであるか、この点を伺つておきたいと存する次第であります。

次は、地方財政の問題でございます。今日國家の財政も非常に苦しいのでございますが、地方の財政というものは極度に行き詰まつております。殊に市町村財政におきましては、破綻に瀕しておると言つても私は過言でないと思ひます。新憲法によりまして、地方制度の改正が行われ、地方に大幅の権限が委譲されました結果、従いまして事務が非常に複雑になつてまいりまして、多くの人員が増員されることは当然であります。しかるに今までにおきましては、地方町村役場等におきましては非常に待遇が悪かつたのでござい

なつた、第三は六・三制を実施するため追加予算を出さなければならなかつたといふ答弁をいたしておられるのであります。かくのごとく追加予算を出すところの三番目の條件に六・三制の國庫補助十四億円の問題を出しておられるにもかかわらず、承るところによると、わずか七億しか支出されてい

は、やみ取締りの効果というものは、私はあがらないものと考えますがゆえに、政府におきましては、今後新物價体系を保つ上におきまして、強い政治のとり方をやらねばならないと私は考へるのでありますが、これに對しまして政府は將來いかなる施策をおとりになる考へであるか、この点を御発表願ひたいと存する次第であります。

次は、金融機關の補償の問題でございます。私どもは、過ぐる九十二議會

に、補償するにも財源の削減に遇つた今日でございますから、かかる赤字を生んでくるところの農業者に對する補償の途は、いかなる費目からされるのであるか、この点を伺つておきたいと存する次第であります。

次は、地方財政の問題でございます。今日國家の財政も非常に苦しいのでございますが、地方の財政というものは極度に行き詰まつております。殊に市町村財政におきましては、破綻に瀕しておると言つても私は過言でないと思ひます。新憲法によりまして、地方制度の改正が行われ、地方に大幅の権限が委譲されました結果、従いまして事務が非常に複雑になつてまいりまして、多くの人員が増員されることは当然であります。しかるに今までにおきましては、地方町村役場等におきましては非常に待遇が悪かつたのでござい

なつた、第三は六・三制を実施するため追加予算を出さなければならなかつたといふ答弁をいたしておられるのであります。かくのごとく追加予算を出すところの三番目の條件に六・三制の國庫補助十四億円の問題を出しておられるにもかかわらず、承るところによると、わずか七億しか支出されてい

のであります。農民はこの激励の言葉に應じまして、一生懸命生産対策をやつたのでございます。しかし、その結果できたところの食糧というものは供出しなければならないということになつたわけでございますから、かかる費用まで削減されるということになりますと、まことに農民をだましたということにもなります。しかしして供出にも影響するものと私は考えるのであります。ゆえに、どういたしましてこの災害対策に対する費用というものは政府は支出いたさなければならぬと考えております。

殊に土地改良費でございますが、今日日本は何をおいても食糧増産に邁進しなければならぬのでございます。がゆえに、土地改良費等においても相当なる費用の計上があつてしかるべきであると思ひます。今回の追加予算においては、一銭の土地改良費をも計上していません。まことに私は遺憾千萬に考へるのであります。これらの災害費に対する補助を、政府はあるいは予備費からでも、あるいは追加予算を出しまして、その中から補助を出される考へはないか、この点を大蔵大臣に伺つておきたいと存じます。

官報号外 昭和二十二年十一月八日

衆議院會議録第五十六号 國務大臣の演説に対する川野君の質疑

は、今回の歳出面を見ますと、膨大なところの絶対的な支出金額がありましたために、膨大な歳出になつてまゐつたわけでございます。従つて、歳入面においても相当無理なところの収入が見込まれております。すなわち、タバコの大増値上げ、あるいは各種租税の大増徴でございます。

大蔵大臣は、先日財政演説におきまして、わが國におけるところの國民所得は九千億円であると称されました。しかも、この九千億円の中には、やみ所得が含まれておると私は考えます。しかるに昨日、同僚西村君の質問

に對しまして栗栖大蔵大臣は、やみ所得の調査は困難である旨を述べられております。調査困難であるところのこのやみ所得を、税金の対象となるべきところの國民所得の中に加えるわけにはまいりません。ゆえに、税金の対象となるべきところの所得というものは、國民の總所得九千億円からやみ所得を引いたところの残りが税金の対象になるところの國民の所得であると私は考へる。しかるに、この九千億円からやみ所得を引いたところのものに對しまして現在の課税をするということになりますので、國民が重税に苦しむということになるのは當然であります。

本年度の本予算の租税は六百八十億円でございます。今日税金が徴收されておる金額は二百数十億円でありまして、残る四百億円というものは税金が未徴收となつております。しかるに、今回六百三十億円の租税を見越しておられますが、合わせますと一千億円以上上るのであります。一千億円以上の税金が本年の末から來年の初めにかけて國民の頭に割当てられまして、國民はおそらく身震いせられることであらうと私は信ずる次第であります。

從來の大蔵當局の課税の方針を見ておきますと、財務當局をして各税務署に割当てさせます。しかいたしますと、税務署は財務當局から割当てられまして、この税額の上まわりをねらつて國民にかけていくのでありますから、國民は不當なる課税のため、今年春のごときは、税務署を非難し、相當なる問題がもち上つたことゆえに、今回はかくのごとき膨大なところの税金を割当ててにあたりましては、國民の納得するところの課税の方法をとつていただきたいと存じます。現在申告制度というものがござい

まするが、しかし、申告制度によつて國民が申告いたしましたも、税務署というものはなか／＼聴き入れません。現在においては、税務署の一方的見解のもとに課税されておるのが実情でございます。ゆえに、もう少し國民の納得するような課税方針をとつてもらいたいと考えております。殊に、農民の方々は財政方面に非常に暗いのでございますから、もし農民の納得せぬところの課税の方法を選ぶということになれば、働いても／＼税金に取上げられる。これでは働かない方がましである

と考へる農民が多数であるということになれば、食糧増産にも悪影響を及ぼすものと私は考へますので、この点については、納得するような課税の方法を考慮していただきたいと考へます。また中小商工業者でございますが、中小商工業者の課税にあたりましては、地方税務署といたしまして、やみをやるものという考へのもとに課税をされる税務當局があるのをごさいます。やみをやる前提のもとに課税をされるのでは、やみをやつた方が得たといふような考へを起す商業者も出てまゐつておりますので、かくのごとき税金のかけ方をいたしますと、流通秩序を保つところの政策に反する事態も起

つてまいると考へますので、中小商工業者の課税にあたりまして、こゝういふ点は十二分に氣をつけて課税していただくことを切望いたす次第であります。これらの問題につきまして大蔵當局はどういう考へをもつておられるか、伺つてみたいと存じます。

なお、現在國民が、ただいま申しましたように非常に重税で苦しんでおるとき、ひとり官廳のみは増員に増員を重ねまして、現在では二百五十万人の官吏があるということになつております。官吏の家族を合わせますと、國民七人で一人の官吏を養ふというそばんにも相なるのであります。かくのごとき膨大な官吏を有するということが今日日本を混亂に陥れるゆゑであると思ひますので、政府は一日も早く行政整理を断行いたしまして、かくのごとき膨大な人員を整理するの必要ありと思ひます。西尾官房長官、和田安本長官におかれましては行政整理の断行は必至であると言われたという新聞記事は私は見たのであります。政府といたしましては行政整理を断行する意思ありや、断行されんとするならば、いつごろ断行されるのであるか、これは行政調査部総裁齋藤國務相に伺つてみたいと存じます。

現片山内閣は、講和準備の内閣、統一して講和内閣として國民に期待されているところの内閣でございますが、しかし近時内閣に内紛を重ねているといふことは、まことに遺憾千萬でございますので、閣内内紛を止めまして、一致結束、強き政治力を結集いたしまして、國家再建のために邁進されんことを切に願望いたしまして、私の質問演説を終ることにいたします。(拍手)

〔國務大臣栗栖夫君登壇〕

○國務大臣(栗栖夫君) 川野議員の御質問に對し、お答えをいたします。最初のお尋ねは、今回の追加予算によつて、本予算に百億の補償金が計上してあつたのが削除されたのはどうかというお尋ねであります。この機会に、私は廣く農業関係の方面の方々にもお伝えしたいと思ひます。この削除は、本年度に計上することを削除しただけでありまして、決して補償を打切るといふ趣意ではないのであります。實際の面から申しますと、金融機關の再建整備は本年度内に完了するといふことは困難のように考えられるのであります。が、そういったと百億の補償は必要がないので削つた次第でございます。農業会は八箇月以内に解散をする

ことになつておりますけれども、再建整備の手續を要しますものは新旧勘定にわかれておりますので、これは例外として取扱われまして、その後この再建整備の進むに従つて、なるべく速やかに整備を完了することになるわけでございます。この完了の時期に補償をあらためて組み上げたい、かように考える次第でございます。なお、新勘定は農業協同組合の方に移行されるのであります。その移行についても、十分円満な進捗を期したいと考えている次第でございます。

次に、地方財政の問題についてお尋ねがあつたのであります。お説の通り地方財政の建直しといふことはきわめて重大な問題でありまして、これは單なる分與税の分與金というくらいでは建直しはとていできないのであります。すでにしばしば申し上げますように、新財源の設定、地方行政の改革及び整理、借入金の整備とかその他の線に沿つて、これを総合的に建直しをいたしたい、かように考える次第であります。

内閣はすでに根本的に取上げている問題でございますので、予算面を担当しております私といたしましては、十分この辺は考えまして、そして資料ともならみ合わせ、予算上の措置を善処いたしたいと思つてあります。それは予備金ですか、さらに追加を出すかというふうなことは、その場合について考えたいと思つてございます。なお、これがために灌漑、土地改良の費用に影響を受けるというお説もございましたが、お説の通り一部の六、七億を七億にいたしました関係上、一部灌漑、土地改良費というものが、ごくわずかでありますが影響を受けるのであります。しかしながら、これも必要に應じては十分支出の面においては努力いたしたいと考えておる次第でございます。

それから、この徴税が必要であつて、予算申告制の結果を憂慮する意味のお尋ねもありましたが、予算申告制はすでに昨日も申し上げたのであります。この三月の税制改革によつて新たにとつた方法であります。インフレーションが進んでまいりました今日のような過程におきましては、複雑な分額所得税で前年度の収入を目当てに今年度の税金をきめるといふようなことは、とうてい税の把握ができないので、とつたような次第であります。何分予算申告というよりなことが國民に慣れないために、低目に申告をする。それがために、結局は税務官吏において査定して、手数を要しておるといふのが現状でありますけれども、この点は、この予算申告制の採用によつて税制も簡易化しておるものでありますから、國民に十分に今回の税の性質、必要性といふことをも納得させ、普及をいたしまして、これは昨日申しましたように、納税運動等においていたしまして、徴税の万全を期したいと思つた次第でございます。(拍手)

〔國務大臣和田博雄君登壇〕
○國務大臣(和田博雄君) 流通秩序の確立について、やみの撲滅に對しましては、ただいま関係方面の各省の委員

〔國務大臣栗栖夫君登壇〕
○國務大臣(栗栖夫君) 川野議員の御質問に對し、お答えをいたします。最初のお尋ねは、今回の追加予算によつて、本予算に百億の補償金が計上してあつたのが削除されたのはどうかというお尋ねであります。この機会に、私は廣く農業関係の方面の方々にもお伝えしたいと思ひます。この削除は、本年度に計上することを削除しただけでありまして、決して補償を打切るといふ趣意ではないのであります。實際の面から申しますと、金融機關の再建整備は本年度内に完了するといふことは困難のように考えられるのであります。が、そういったと百億の補償は必要がないので削つた次第でございます。農業会は八箇月以内に解散をする

ことになつておりますけれども、再建整備の手續を要しますものは新旧勘定にわかれておりますので、これは例外として取扱われまして、その後この再建整備の進むに従つて、なるべく速やかに整備を完了することになるわけでございます。この完了の時期に補償をあらためて組み上げたい、かように考える次第でございます。なお、新勘定は農業協同組合の方に移行されるのであります。その移行についても、十分円満な進捗を期したいと考えている次第でございます。

次に、地方財政の問題についてお尋ねがあつたのであります。お説の通り地方財政の建直しといふことはきわめて重大な問題でありまして、これは單なる分與税の分與金というくらいでは建直しはとていできないのであります。すでにしばしば申し上げますように、新財源の設定、地方行政の改革及び整理、借入金の整備とかその他の線に沿つて、これを総合的に建直しをいたしたい、かように考える次第であります。

内閣はすでに根本的に取上げている問題でございますので、予算面を担当しております私といたしましては、十分この辺は考えまして、そして資料ともならみ合わせ、予算上の措置を善処いたしたいと思つてあります。それは予備金ですか、さらに追加を出すかというふうなことは、その場合について考えたいと思つてございます。なお、これがために灌漑、土地改良の費用に影響を受けるというお説もございましたが、お説の通り一部の六、七億を七億にいたしました関係上、一部灌漑、土地改良費というものが、ごくわずかでありますが影響を受けるのであります。しかしながら、これも必要に應じては十分支出の面においては努力いたしたいと考えておる次第でございます。

それから、この徴税が必要であつて、予算申告制の結果を憂慮する意味のお尋ねもありましたが、予算申告制はすでに昨日も申し上げたのであります。この三月の税制改革によつて新たにとつた方法であります。インフレーションが進んでまいりました今日のような過程におきましては、複雑な分額所得税で前年度の収入を目当てに今年度の税金をきめるといふようなことは、とうてい税の把握ができないので、とつたような次第であります。何分予算申告というよりなことが國民に慣れないために、低目に申告をする。それがために、結局は税務官吏において査定して、手数を要しておるといふのが現状でありますけれども、この点は、この予算申告制の採用によつて税制も簡易化しておるものでありますから、國民に十分に今回の税の性質、必要性といふことをも納得させ、普及をいたしまして、これは昨日申しましたように、納税運動等においていたしまして、徴税の万全を期したいと思つた次第でございます。(拍手)

〔國務大臣和田博雄君登壇〕
○國務大臣(和田博雄君) 流通秩序の確立について、やみの撲滅に對しましては、ただいま関係方面の各省の委員

〔國務大臣栗栖夫君登壇〕
○國務大臣(栗栖夫君) 川野議員の御質問に對し、お答えをいたします。最初のお尋ねは、今回の追加予算によつて、本予算に百億の補償金が計上してあつたのが削除されたのはどうかというお尋ねであります。この機会に、私は廣く農業関係の方面の方々にもお伝えしたいと思ひます。この削除は、本年度に計上することを削除しただけでありまして、決して補償を打切るといふ趣意ではないのであります。實際の面から申しますと、金融機關の再建整備は本年度内に完了するといふことは困難のように考えられるのであります。が、そういったと百億の補償は必要がないので削つた次第でございます。農業会は八箇月以内に解散をする

ことになつておりますけれども、再建整備の手續を要しますものは新旧勘定にわかれておりますので、これは例外として取扱われまして、その後この再建整備の進むに従つて、なるべく速やかに整備を完了することになるわけでございます。この完了の時期に補償をあらためて組み上げたい、かように考える次第でございます。なお、新勘定は農業協同組合の方に移行されるのであります。その移行についても、十分円満な進捗を期したいと考えている次第でございます。

次に、地方財政の問題についてお尋ねがあつたのであります。お説の通り地方財政の建直しといふことはきわめて重大な問題でありまして、これは單なる分與税の分與金というくらいでは建直しはとていできないのであります。すでにしばしば申し上げますように、新財源の設定、地方行政の改革及び整理、借入金の整備とかその他の線に沿つて、これを総合的に建直しをいたしたい、かように考える次第であります。

内閣はすでに根本的に取上げている問題でございますので、予算面を担当しております私といたしましては、十分この辺は考えまして、そして資料ともならみ合わせ、予算上の措置を善処いたしたいと思つてあります。それは予備金ですか、さらに追加を出すかというふうなことは、その場合について考えたいと思つてございます。なお、これがために灌漑、土地改良の費用に影響を受けるというお説もございましたが、お説の通り一部の六、七億を七億にいたしました関係上、一部灌漑、土地改良費というものが、ごくわずかでありますが影響を受けるのであります。しかしながら、これも必要に應じては十分支出の面においては努力いたしたいと考えておる次第でございます。

それから、この徴税が必要であつて、予算申告制の結果を憂慮する意味のお尋ねもありましたが、予算申告制はすでに昨日も申し上げたのであります。この三月の税制改革によつて新たにとつた方法であります。インフレーションが進んでまいりました今日のような過程におきましては、複雑な分額所得税で前年度の収入を目当てに今年度の税金をきめるといふようなことは、とうてい税の把握ができないので、とつたような次第であります。何分予算申告というよりなことが國民に慣れないために、低目に申告をする。それがために、結局は税務官吏において査定して、手数を要しておるといふのが現状でありますけれども、この点は、この予算申告制の採用によつて税制も簡易化しておるものでありますから、國民に十分に今回の税の性質、必要性といふことをも納得させ、普及をいたしまして、これは昨日申しましたように、納税運動等においていたしまして、徴税の万全を期したいと思つた次第でございます。(拍手)

〔國務大臣和田博雄君登壇〕
○國務大臣(和田博雄君) 流通秩序の確立について、やみの撲滅に對しましては、ただいま関係方面の各省の委員

ぬのでありまして、政府におきましても、よほどの決心をもつてやつておられると思います。いずれ次の通常議会でござりますると、具体案がこの議場にも現われることと思ひますのみならず、行政調査部でやつております過去一年の仕事は、たしか国会にも二回ばかり報告しております。相当滑溜な報告が国会に提出せられておりますからして、もし機会がありましたらならば、これを御一覽くださいますことをお願いいたします。これだけお答えしておきます。

○副議長(田中萬壽吉) 中村寅太郎。

〔中村寅太郎登壇〕

○中村寅太郎 私は、日本農民党を代表し、補正予算案に対し質問いたしたいと存じます。

おおよそ予算編成の方針として、縮小生産のやむなき時代に於いては、支出の面にあつては経済力の回復をはかり、その力によつて生産を飛躍的に増大せしめ、國民所得を増加せしむることを第一義とせなくてはなりません。従つて財政の処理も、この目的方針の線に沿つておらなければなりません。生産性の薄い面には努めて支出を圧縮し、生産性の濃厚なる方面に向つては積極的に配分をなさなければなりません。

ません。歳出に關する方針としては、單に租税のみによることなく、新円階層に對して貯蓄心を高揚し、この吸収せられたる力を利用することにくふうを要するものと考えられます。

しかるに、この予算案を見るときに、遺憾ながら机上計画的の性格が強く、國民生活の実態に即し、生産性を盛りこんだ、逞ましき計画性を見出し得ないのであります。ただいまの收支のバランスを整へることのみに専念し、國民生活を犠牲にし、財政のつじつまを合わせるために經濟生産を萎縮せしめるようでは、とうてい復興はむずかしいのであります。

予算案に對する金額決定の基準は、收支均衡の問題ではなく、どこまでもその内容であると考えるのであります。その内容であるといふことは、たゞ一時は赤字支出であり、その増大せしめ、この増大生産による自然増収から生まれてくることの税務によつてその赤字を補填すること、これを拡充することが最も大切であります。ただバランスが形式上とれてゐるからといつて、それだけで健全財政であり、健全予算であるといふことは、斷じて言へないのであります。われ

われは、この黒字予算にも警戒を要すべき幾多の疑点と弱点が潜んでおることを見逃してはならないのであります。

まず第一点といたしまして、支出面における終戦処理費が六百四十二億四、賠償施設処理費が四十億四、公共事業費が百四十七億四、その総額は八百三十三億四となつておるのであります。本年度歳出総額二千六百六十六億四に對し、実に四割にも及ぶ比重となつております。しかもこれは、九月十二日附の總司令部より発せられたる指示により、人件費、物件費ともに公定價格をもつて算定せられたものと思ひが、今日土建事業ほどやみのはなはだしい面はないのであります。従つて工事の実施にあたり、予算の範囲内で予定通りの計画を所定の期日までに仕上げしめることがはたしてできるか。

政府は、今後政府の手で行わねばならぬところの諸事業は、ことごとく公定價格で実施せねばならぬ義務があるものであります。民間事業と政府事業とを問はず、これまでやみ經濟を無視しては何事もできなかった現実を直視するときに、この弱々しい内閣の手によつて、この指圖が完全に遂行できるとは考えられないのであります。政府は

これを貫徹するために法的処置を講ずると言つておりますが、一片の法的処置だけでできることではないのであります。この制度と併行いたしまして、政府支出に對する官僚の自費を私は絶対に必要とするのであります。同時にこれが監査制を強化徹底するとともに、一般的流通秩序の確立を絶対に前提としなければならぬと存するのであります。これを貫徹しない限り、蔵相の言うところの健全財政も崩れ去り、恐しき不健全財政となるのであります。

なお、追加補正額九百二十一億四のうち約七割すなわち六百三十億四は、昨年十一月当初予算決定當時より本年七月までの間に生じたところの物價騰貴による自然増加であります。これによつて見ましても、本予算の基準は七月政訂の物價を基礎としたものでありますから、いきおい七月から來年三月までの九箇月間に、當然物價高騰により再び追加補正を必要とする情勢に追いつかれると思ひますが、これに對し、政府はいかなる方策と確信をもつて臨むか。この点について所信を伺ひたいのであります。

ために相當の増額を必要とする地方分與金を圧縮する点であります。これは當然政府で負うべき負担を單に地方に移したことになる、それでなくてはならぬ窮境にあへてゐるところの地方財政を、いよ／＼破局に迫らうことになつておられます。特に六・三制実施の結果府縣町村が負担する巨額の經費に對しまして、今日國民はとうていその負担に耐え得ない実情にあるのであります。これに對して、政府はいかなる見識しと処置をもつて臨まんとするのであるか。

第三点としましては、農業生産調整費一億九千万円を計上してあります。が、この法案は農村の実情にも合致せず、農業生産の増加にも何ら役に立たないのであります。それのみか、全國五百万農家の怨嗟的になつてゐるのであります。これは先般來の自由討議によつて見るも明かなること、ほとんど賛成者なき状態で、通過の見込みなしと私は考へるのであります。拍手とこれを農業生産の増加に最も重要な役割をもつところの農業技術者の養成設備費として変更の意思はないかとお尋ねするのであります。もし変更の意思がないとするならば、この農業技術者養成設備の費用についてはいかに

せんと考えておるのであるか、これも重ねてお尋ねするのであります。

次に歳入の面でありますが、その大部分は六百三十五億円の租税であります。当初予算の租税収入六百八十七億円と合すれば、実に千三百二十億円の龐大なる額となるのであります。本年度國民所得は八千五百億円ないし九千億円と推定せられるのであります。國民所得の相当部分はやみ所得で、これを捕獲することが非常に困難なために、いきおいまじめな正常所得者に課税負担の重圧がかかることになつておるのであります。社会党が在野時代から呼号し、民主党も國民協同党もともに選挙の際公約せしところの新円階層に對する積極的な高率課税の方針は、今回の税制改革にも姿を見せておりませんが、この方針は放棄したのであるか、それとも実行しようとしてゐないのか、この点を明瞭にしていただきたいのであります。

見ますときに、この下半期に一千億円の徴税が可能なりとは、いかにしても考え得られないのであります。(拍手) 政府は納税のために大運動を起すと言つておりますが、今日まで片山内閣が起しましたところの國民運動は、單なるかけ声に終つてしまつておるのであります。この納税運動は、國民運動として実績をあげ得ないならば、何らの意味もないのであります。この点につきまして、その運動の具体性と政府の見透しを明確にしていきたいのであります。

なお、今日の課税がやみ價格による収入見積りを基準としており、國民の負担力に相應せないと、納税成績が上らないという原因があると私は思うのであります。この点に對して政府はいかに考えておるか。かくしてはてしなく増加する地方税や龐大なる國税の過重負担に加ふるに、酒やタバコや主食の大幅値上げによつて、國家財政の赤字が、國民大衆の犠牲において國家家計の赤字に轉嫁され、企業赤字に振りかえられ、國民の耐乏生活は今や破綻するものと考えられるのであります。これに對し、國民大衆を基礎とする自称しておるところの社会党中心政府は、いかなる対策をもつて

國民の生活を守り、企業の萎縮を防がんと考えておるのであるか。

最後に、政府は今日なお新物價体系は維持せられておると考えているようでありますが、國民は一入といえども、國民の実生活の中にこれが堅持せられておるとは考えておらないのであります。昨日の新聞によりますと、東京地方裁判所の山口判事は、政府の指示に従つて一切のやみ行爲を排し、一切のやみ生活を排し、まじめに適法生活を続け、遂に榮養失調となり、死去せりと報じておるのであります。國民が政府の指示に従つて生活すれば餓死しなければならぬとは、実に容易ならざるところの事態であり、政府の政策に根本的な誤りがあると断ぜざるを得ないのであります。(拍手) しかも、

同氏の給料は月三千円弱であつたと言ふが、これでも政府は千八百円ベースを維持し得るものと考えておるかどうか。

次に、千八百円ベースを基準として、そのわく内において決定せられたところの米價に對する問題であります。追加予算の影響を受けて、千八百円ベース改訂のやむなきに至りますことは、もはや時間の問題であるが、その際には当然米價も改訂せられなければなりません。もしもこれを改訂しないならば、三千五十五万石の供出はいきおい困難となり、國民の食糧計画もまた破綻することになるのであります。もし米價を改めずに強制的に供出せしむれば、農民のみが不公平なる赤字を背負うて一箇年を苦しむことになり、農業再生産を妨げ、生産は減少せられることになり、この点に對し、首相はいかに処置せんと考えられるか。

以上の数点につき、明快なる答弁を望むのであります。(拍手)

〔國務大臣片山哲君登壇〕

○國務大臣(片山哲君) ただいま中村君が申されました根本的な問題、總括的な問題についてお答えいたしたいと思ひます。

納税の問題について、國民運動の成績があがらない、こつちよりな御意見でありましたが、中村君が非常に熱心に力強くお述べになりました御趣旨は、私も共鳴いたしたのであります。が、今日この敗戦日本を建直して、民主的にかつまた平和的にこれを再建しようとする運動が、すでに諸君のうちに起つておるのであります。すなわち、民主教育連盟に諸君は参加されまして、相ともにやつておられるのであり

ますが、それは一に形式上の政治運動だけではないのであります。經濟上におきましては租國を再建しなければならぬ。租國再建の費用は、國民全体が分に應じて担当していかなければ、とうていできるものではないのであります。(拍手) 文化國家、平和國家というものは、單に形式の問題ではないのであります。經濟的にこれを成り立たすように、國民全体が背負わなければならぬと私は考えておるのであります。その意味において、民主運動というものはすでに國民運動とならなければならぬのであります。その結果ここに現實性を帯びてくるのでありますから、納税問題等も當然教育運動の中に織りこまれて、諸君の手によつて行われることを私は心より期待するものであります。(拍手)

なお、インフレ防止問題につきましては、これまでどうしても当面せる問題としてやらなくてはならない問題であります。新物價体系を堅持いたしまして、千八百円ベースを守つてインフレを防止していかないことには、この危局を救うことができないという建前をもつて進んでおるのであります。て、わが國の現状を護るためには、この方法が一番いい、これを除いてはは

かにないということを私は確信いたしまして、その途に進んでおるのであります。どうか、そういう意味で経済上の問題、財政上の問題等につきまして、われ／＼が堅持いたしておりまする政策を十分に御了解あらんことを求める次第であります。(拍手)

〔國務大臣栗栖超夫君登壇〕

○國務大臣(栗栖超夫君) お答えいたします。この財政、殊に今回の追加予算が形式的であつて、國民生活を犠牲にする、こういうお話であります、これにつきましては、幾度も申し上げますように、國家も地方も企業も家計もみな赤字であります、これを何とかして健全化し、建直すという非常に重大なる難局に立ち至つておるのであります。そして、政府が一番手近で、一審お手本を示すという意味におきましても、健全財政をとらざるを得ないのであります。なお、健全財政をとるにあたりまして、ただ形式的のみにと

いう意味でなしに、実質的にも、すでに幾度も申しましたが、日銀券が増発されるようなところにメスを入れまして、それを数箇所――あらゆる箇所に押えて、そしてインフレの高進を阻止するということに努めた次第でありまして、この面におきまして、國民生活の

みを犠牲にするというような方針は決してとつておらぬのであります。なおしかし、やはりこの財政を切り抜けるためには、またこの危機を切り抜けるためには、政府も國民も一体となつて、この危機を切り抜ければならぬのであります、國民のみが犠牲だというふうな意味でなしに、すべてが總理の説明のごとく忍苦に耐えて、そしてこの難關を切り抜ければならぬと思ふ次第でございます。

なお、さらに追加予算の必要はないかという点、地方財政、六・三制等につきましては、すでに御説明を申し上げましたから、ここでは省くことにいたします。

なお、農業生産調整費一億九千万円の問題が出ました。政府といたしましては、しさいに検討しまして、この金額を適當と認めまして計上いたしたような次第でございます。

なお、租税の賦課の衡平を期するといふことでもあります、これは一昨日しば／＼申し上げましたように、この点、追加予算につきましても、この実施については十分考慮を拂ひ次第であります。やみを抑えるという点においても、十分難しいと思ふのであります。

なお、インフレ利得者に対しての高率な課税というような点は、一昨日も申し上げましたが、所得税を高額に引上げまして、これによつてその目的を達するということにいたしておる次第であります。(拍手)

〔政府委員井上良次君登壇〕

○政府委員(井上良次君) ただいま中村議員より、目下國會で審議を願つております臨時農業生産調整法に含まれております二億円の予算の問題について、これがもし通らなんだ場合には、この予算を農業技術員育成に使つたらどうか、こういうお尋ねのように伺つたのであります、政府といたしましては、農業生産調整法は現下の供出制度の欠陥を是正いたしまして、農業生産力を高揚するために必要なる法律案として本國會に提出したのであります、この通過に對しましては、國會の皆さん方の御協力を願ひたいと考えております、なおこの法案の実施に伴

ひまして、當然その経費が農業技術員育成の費用として今お示しの一億九千万円近いものを含んでおるのであります、この法案が通過いたしますと、當然全國一千万の町村の技術員育成の費用を助成することになるのであります。ぜひこの法案を通してもらひこ

とが中村さんの質問に答えることになりますから、さう御了承いただきましたと思ひます。

〔野坂參三君登壇〕

○野坂參三君 私は、日本共産黨を代表しまして、追加予算に対する質問を試みたいと思ひますが、時間が非常にないので、大体重要な一般的な問題についてだけ質問したいと思ひます。

この演壇に立つて私は、歴史は繰返す、あの言葉を思い出さざるを得ない。と申しますのは、今から八箇月前に、この同じ演壇で、自由黨の石橋前大藏大臣が健全財政について酒々と弁説をふるわれたのであります。予算の面では收支が償つておる、これは健全財政である、絶対にこれからインフレは起らないといふことを保証された。これに對して、私たちの代表の徳田君が追究して、絶対にそうではない、この予算自体がすなわちインフレの因素を含んでおる。同時に今日の日本の状態のもとでは、必ずここからインフレが出てくる、必ず追加予算が出てこなければならぬ、こういうことを主張した。これに對して大藏大臣は、言を左右にして否定されたが、事實はどうかといえ

ば、徳田君の方が正しかった。石橋大

藏大臣はうそつきであつた。栗栖現大

藏大臣も、やはりこの演壇から健全財

政を御説明になつた。

私がこの予算を見ました場合に、同じ形は違ひますが、本質においては石橋財政と変らない。すなわち、ここには明らかに不健全なものがはいつて、

いる。一休健全といふことは何かといふと、私はどうしても三つの條件が必要だと思ふ。第一にはインフレを起さないこと、第二には國民生活の最低生活だけでも保障するやうなものであること、第三には経済の破壊ではなくて、経済の再建に役立つやうな性格をもつたもの、この三つの條件のない予算は、健全財政ではないと思ふ。さて、この現追加予算を見ますと、遺憾ながらこの三つの條件の一つもはいつてない。

言いかえれば、羊頭を掲げて狗肉だけではないに、羊頭を掲げて毒を盛つてある。こういう結論をわれ／＼は見出さざるを得ない。

第一にこの予算の中には、予算自体がインフレの要素を含んでおる。また今日のインフレの状態のもとにおいて、この予算は必ずインフレを生みださるを得ない。インフレを促進する。これをたとへば國民所得の面から見まし

でも、此月に政府の発表された國民所得の額として、大体われ／＼の承知しておるところでは約八千五百億圓。これについて私たちが千八百圓基準に基いて國民消費資金というものを計算し、てみますと約六千五百七十七億圓。さらに政府の大体予定しておられる産業資金が一、千二百三十億圓。合計しますと、約八千五百億圓からこれを引きますと、約七百二十億圓の差額がある。これが財政資金として使われなければならぬ。ところが、今日出された追加予算一般のものを加えても、約七百二十億圓の差額がある。これは不足する。これをどうするかといへば、結局この不足、財政面に載せられたものは拂わなければならぬ。しかし金がな

い。結局一千億圓の赤字が出る。これはインフレを生む。これについて、私は和安本長官の御答弁を願いたい。

最近では、この八千五百億圓が九千億圓に、五百億圓ばかり急に増しましたが、これは物價騰貴とかいふ／＼な点もありましようが、今私が掲げたこの率は、九千億になつても大なる相違はないはずであります。そうしますと、安く見積つても二千億圓インフレといふものは、どうしても私は見込まざるを得ない。これについて、私は和安本長官の御答弁をお願いしたいと思ひます。

さてこういうふうには、この國民所得及び財政、この二つの面から見ても、これだけの大体インフレといふものが予想されるが、実は安本の最近発表された総合計画というものを見ても、すでにインフレ自体を認めておる。これは新聞に発表されましたが、これでは千九百二十億圓という、大體この年末には通貨の膨脹がある、こういうことを言つておる。これはすなわち、政府自体がインフレを認めておる。これは一般に過小に見積られたものである。実際には年末には二千億圓ということは大體言つております。これに

ついて、私は和安本長官のお答弁をお願いしたいと思ふ。

さらにもう一つ大蔵大臣にお聞きしたいことは、このようにしてインフレ、従つて物價騰貴——大體今の見積りでは、四五％物價騰貴といふものを、見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

えないのかどうか、この予算の中には物價の騰貴といふものが見積られる。そうしますと、私は大蔵大臣にこの壇上から日本の國民の前途はつきり言つていただきたいのは、この年度内に物價の騰貴といふものは見

を認めておるはずで、また大蔵大臣の演説の中に含まれたところを見まして、昨年の物価が今三倍半ないし三倍上つておる。物価はこれほど上つておるが給與はどうか。千二百円から千八百円、僅かに五〇%、物価の方は二倍半、三倍上つておる。この大蔵大臣の演説の中から見ただけでも、いかに今度の予算が、千八百円ベースというものが、労働者を圧迫しておるかがよくわかると思います。

しかも、この千八百円ベースがどうしても維持できないということは、政府自身も認めておる。認めるだけではない、実際やつておる。たとえば、最近通信職員組合の方で争議が起つておる。そのときに政府は、大学その他へ行つて、いろいろストライキ破りを呼んで来た。そのときの条件を見ますと、一人三合の主食附で、一日百二十円ほどもらうことになつておる。もちろん、これは臨時雇ではあります。多少普通よりは高いのは認めますが、しかし、主食と百二十円の給與を與えること自身が、すなわち千八百円を政府自体がもう目の前で破つておる。これでもまだ政府は千八百円、千八百円と、こういうことを一休固持されようとする。

のか。これを私は労働大臣にお聴きしたい。社会党出身の労働大臣としまして、私は今まで質問もしましたが、この際ここではつきりしていただきたい。あくまでこれをやろうとしておるのかどうか。

これについて労働大臣は、新聞の報道によりますと、大阪でこういうふうになつておる。官公職員の給與の問題について今紛議があるが、彼らの要求のまま容れれば百億円の支出が必要である、これではやつていけないが、しかし半分くらいは何とかならう、こういうことを言われたということが新聞に載つていますが、はたしてこれが事実であるか、もし事実なら、この予算面のごとに出ておるのか、出てなければ、これをいかにして解決するか、將來再び追加予算として出されるつもりであるかどうか、これについて私はお聴きしたいと思う。この点を見まして、今度の予算の性格が大体わかつてくる。

さらに私は大衆課税という問題について申し述べたいのでありますが、時間が非常に切迫しておりますので、ただ質問の点だけに止めたいと思ひます。

大蔵大臣はここで、所得税の中で給與所得税や事業所得税の税率が低くなつておる、いかにも今度は前よりも大衆に負担をかけない、こういう性格の予算であるということを言われましたが、しかし、これをよく見ますと、それは欺瞞です。この反面に専賣益金とか間接税の引上がある。これによつて、減税されたものの数倍、ある場合においては数十倍の増額になつておる。一例をあげれば、扶養家族三人で月約三千円、これは千八百円ベースですが、そうしますと、この減税が百四十円になる。ところが、たばこだけを一つ見ましても、夫婦合せてこれまで月百五十本。これが今度百本に減される。五十本どうしても不足である。これを買わなければならぬ。これはいくらかと申しますと、月二百五十円の余分の金を出さなければならぬ。一方で百四十円減税という形をとるが、実際にいへば、片一方では二百五十円よけい出すということになる。すなわち、百円よけい出させるということになる。これを見ましても、いかにこの財政というものが、大衆に負担をかけているかということがわかる。表面だけではいかにも負担をかけたやうなことを言つておるが、しかしながら

うなことを言つておるが、しかしながら実際にいへば、こういうような大衆負担をかけておる。こういう点について、私は大蔵大臣の意見をお聴きしたいと思う。

また先ほど、ここで大蔵大臣は、今どこでももうからないと言つておる。利潤があがらないと言つておる。すが、しかしながら、われわれの調べたところのいろいろな材料によりますと、明らかにある。たとえば、電力会社だけ見ましても……。

○副議長(田中萬逸君) 野坂君、時間が来ておりますから結論を急いでください。

○野坂参三君(続) 名前は申し述べませんが、いろいろのところでみな赤字が出ています。ある電力会社は、六分の配当がちゃんと予定してある。こういう問題については、私は委員会において申し述べたいと思いますが、こういう点を見ましても、明らかに利潤は今あがつておる。あがらないところも部分的にはあるが、日本の資本家全体を見た場合においては、利潤というものには明らかにあがつておる。個々の資本家においては、部分的には損をしていますが、ものもあるかもしれぬが、さう

いうところを見ますと、ここだけに利潤を與えておいて、大衆に対してだけこれを収奪する。これが遺憾ながら社会党首脳というこの内閣のものでやられておる。これについて私は、社会党の同僚諸君に十分この際考えていただきたいということを申し上げたいと思ひます。

それからもう一言——行政整理の問題について、ここでしばしば申されましたが、これは自由党、民主党、社会党の方はまだ言われないようですが、行政整理をやらなければならない、すなわち首を切れということを言われている。私は齋藤國務相にお聴きしたいのは、先ほど行政整理は必要だと言われましたが、國務相は來年度にこれが盛られるという意味のことを申されましたが、そうすれば、今年度は行政整理すなわち齧首というものはやられない予定であるのかどうかということ、かりにやられるならば、一体どのくらいやられる予定であるのかどうか、この点を私はお聴きしたいと思ひます。

○副議長(田中萬逸君) 時間が経過しております。寛容をもつて臨んでおるのですから、どうぞ。

○野坂参三君(續) 野坂君は私に……

もう一項目、現在の生産が増強されないで、むしろ危機が深められるということをお願いしたいと思いますが、これは打切つて、最後に一言、この予算の性格を申し上げます、まず第一に、この予算はインフレを促進するということ、第二には大衆の救済をまず強めるといふこと、第三には生産の増強には役立たない、危機が深まるということ、こういう点を申し上げて、私の質問演説を終りたいと思います。(拍手)

〔國務大臣栗栖越夫君登壇〕

○國務大臣(栗栖越夫君) 野坂議員の質問に對してお答えいたします。今回の追加予算が新物價体系によつてできていることは、すでに申し上げた通りであります。

次に終戦処理費であります、これにつきましても、緊急土木費その他マール公によつてせよ、こういう九月十二日の覚書をも寄せられ、さらにこれに國內的には法的措置をも講じようとする、なお連合軍に對しては強大な協力を求めていること等は、すでに申し上げた通りであります。

朝鮮における資材の問題であります、これは前内閣におきましても、すでに十七億の計上があつたのであります。

して、これは本予算にもあるものであります。今同もさらに計上いたしまして、四十数億のものに相なつておるのではありません、これは負担をするという趣意ではありません。とりあえず立替えておるのであります。何分にも目下は占領下にありますので、今後の処理は、今後における善処によつて処理いたしたいと考えております。

なお、大衆課税の問題がありました、これもすでに数回にわたりました、ここで説明申し上げ、今さら申し上げるまでもないことではあります、この追加予算は財政上の緊要なる必要に應ずることと、國民經濟を破綻より再建へ導き、國民の生活を不安定より安定へと、いうような線、及び日本の孤立しておる國內經濟をさらに國際經濟へ引出すという面、その両面を合わせて建直しをするという面からいたしたのであります、大衆課税につきましても、すでに申し上げましたように極力避けるということに努力いたした次第であります。(拍手)

〔國務大臣和田博雄君登壇〕

○國務大臣(和田博雄君) 私に關します御質問にお答えいたします。國民所得と年度の予算の關係につきましても、これは財政資金の適切な期別の計

画がまだ策定される段階に至つておりませんので、これは予算委員会におきまして、その段階に達したときに詳しくお話したいと思ひます。

ただ第二点の第三・四半期において千九百二十億という通貨の発行になるというわれ／＼の見込みであります、これも今第三・四半期につきましても、財政資金の方の四半期別のもの、が立つておりませんので、一應産業資金計画につきましても、第三・四半期については一應の見通しをもつて概定いたしましたわけであり、それが四百二十五億というところに、一應の資金需要を見込んだわけであり、しかし、この一般資金の需要の見込みというものを、一應立てまして、そしてわれ／＼といたしましては、千九百二十億という程度にこの期末にはなるであろうという、ことを策定した次第であります。第一・四半期及び第二・四半期、殊に第一・四半期におきましては、われわれの見込みは大体二百九十五億の通貨の増強であつたのであります、が、二百六億という実績であつた。第二・四半期におきましては、二百四十六億という通貨増強の見込みが、二百一億という実績になつておるのであります。去年のちよ／＼第三・四半期は、

二百九十億というものが年末に殖えたのであります、われ／＼といたしましては、大体期末に一月々々に約百億程度の通貨増強、言いかえれば本四半期に三百億程度の資金計画を立て、また政府の増強その他のことをやつて止めることができずならば、物價体系の暴れまじり現在におきましては、これは去年と比べて、もう悪い状況ではない、かゝるに考えておるのであります。われ／＼が、かゝるに産業資金計画を立て、また年度の追加予算から出てきます財政資金と見合はしまして一般の資金の需給計画を立てましたゆえんのも、また今回の追加予算におきまして特別会計、一般会計を通じてバランスをとろうとした、しましたのも、野坂さんの言われましたように、建設そのものへ向つて一歩前進さうという強い熱意からきておるのであります、物價に對する、貨幣に對する信用を失わせますや、そこに價格体系を壊し、あるいは資金ベースそのものを始終動かして、いくという、ことになりますれば、かえつて予算編成自体が困難に陥つて、インフレーションそのものの促進が急速に助長されるであらう、かゝるに考えから組みましたことを御了承願ひたいのであります。(拍手)

〔國務大臣米窪滿亮君登壇〕

○國務大臣(米窪滿亮君) お答えいたします。今日物價が非常に高くなつて、最低生計費と労働者の収入との間に相當の開きがあることは、政府もこれを認めております。私のところへも非常にたくさんの方の投書が官公吏から来ておりまして、その実情を聴きますと、まことに同情にたえないのであります。申すまでもなく、かゝることは、もうすべて野坂君も御承知のことと思ひますが、いわゆる流通秩序の確立と、日常に必要な品物が出てこない限り、いかに名目賃金を引上げて、それは結局賃金と物價の悪循環に終つて、いつまでも終つても終止符を打たない、ということは明らかなことではあります。政府といたしましては、この点に鑑みまして、生産復興運動を組織労働者にお願ひする意味において、最近經濟復興會議を中心として、全國六千ぐらいの工場にまたがる生産復興運動の展開を、十一月一日から着手するように計画を立てておるのでございまして、一部はすでに軌道に乗つておるもののであります。また一方流通秩序の点におきましても、各労働組合の協力を得まして、政府の物資活用委員

会であるとか行政監察委員会だけで足らないところを國民に協力していただいて、この二つの点を実現しない限り、名目賃金の引上げというものはいたずらに物價の高騰を促すにすぎない、こういう点において、政府はそのいわゆる生計費と給與とのギャップを埋める点に努力を盡しておる次第でございます。しかしながら、この急場を救うためには、この千八百円ペーを物をもつて裏づけるために、主食糧その他の勞務用の物資については、政府は目下急速に具体的な方策を立てるべく努力をしておる次第でございます。

第三の御質問については、大阪における新聞紙に掲載されたことは、ある一つの新聞紙が金額を書いているのは明かに誤報でございます、私としては、この際できるだけだけの金額は出さなければならぬということを書つたのに対して、その新聞がはつきりと金額を書いておるのでございまして、共同会見をしたほかの新聞にはそういうことは一つもないということが、これが誤つておるといふことを物語つておるものでございまして、私は即日取消文をその新聞社に出しておるのでございます。以上、お答えいたします。(拍手)

【國務大臣齋藤隆夫君登壇】

○國務大臣(齋藤隆夫君) 行政整理は來年に持越しして、本年はやらぬかというお尋ねであります、やれるだけのことはやります。御承知の通りに、内務省の解体、司法省の機構改革、またせんだつて兩院を通過いたしました公務員法の制定、これらがやはり行政整理のおもなる事項であります。そのほか問題になっておりますものは、建設省の設置であるとか、あるいは中央官廳の出入機關を整理するとか、あるいは事業省をば新設するとか、そのほかいろいろの問題がございするが、まだそれらは今研究中でありまして、最後の結論に達しておりません。この議會ももう余すところわずかでありまして、この議會には提出はできぬと思ひますが、次の通常議會におきましては、なるべく提出をして、あなた方の御審議を仰ぎたいと思つております。それだけであります。

○副議長(田中萬邊君) これにて大蔵大臣の財政演説に対する質疑は終局いたしました。

地方鉄道法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○安平慶一君 議事日程追加の緊急動

議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、地方鉄道法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中萬邊君) 安平君の動議に御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○副議長(田中萬邊君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

地方鉄道法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸及び交通委員長正木清君。

地方鉄道法の一部を改正する法律案

地方鉄道法の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「地方鐵道ニ接続スルモノ」の下に「及索道」を加える。

第二十九條 削除

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

地方鉄道法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

〔都合により第六十二号の末尾に掲載〕

【正木清君登壇】

○正木清君 ただいま議題となりました地方鉄道法の一部を改正する法律案について、運輸及び交通委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は十月三十日本委員会に付託され、十一月一日政府より提案理由の説明を聴取し、引続き十一月六日その審議をいたしましたのであります。

本法案の趣旨を簡単に御説明申し上げますと、索道に関する昭和二年通信省令第三十六号索道事業規則は、法律に基く省令ではないので、昭和二十二年法律第七十二号の規定によつて、本年十二月三十一日をもつて失効することとなりますが、索道は公共事業であり、危険防止、公共の福祉の確保の点から、そのまま放任することはできないので、地方鉄道法の全面的な改正に至るまでの暫定措置として、地方鉄道法の一部を改正し、索道に関する規定は命令をもつて定めらるることとせんとするものであります。しかし併せて、新憲法施行に伴つて当然効力を失つた地方鉄道の軍供用義務を規定する同法第二十九條を削除せんとするものであります。

本委員会においては、質疑の後、本法案は内容も簡單であり、地方鉄道法の全面的改正に至るまでの暫定措置としてやむを得ないものと認められますので、討論を省略し、ただちに採決に入り、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました次第であります。

以上、きわめて簡單であります。御報告申し上げます。

○副議長(田中萬邊君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○副議長(田中萬邊君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

小笠原、硫黄兩島民の帰郷許可助成の請願

○安平慶一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、小笠原、硫黄兩島民の帰郷許可助成の請願を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中萬邊君) 安平君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(田中萬遠君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

小笠原、硫黄両島民の帰郷許可助成の請願を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長安東義良君。

小笠原、硫黄両島民の帰郷許可助成の請願(八並達雄君紹介)(第七一六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小笠原島、硫黄島の住民六千余名は昭和十九年六月本土疎開をな

し、あらゆる困苦に耐えて來たが、遂に終戦、ポツダム宣言は小

笠原島は北緯三十度以南であることとを示した、しかし彼ら島民には

「小笠原島は父祖傳來の地である、

故郷小笠原島に帰ろう、これが彼

ら島民心からの叫びである、つて

は速かに帰郷が許可になるように

取計らわれたいというのである。

二、請願の議決理由

小笠原、硫黄両島元住民の郷土への帰心切なるものあるを思うとき、本請願は、両島民の切望に対

し、政府においてその実現に努むべきものと認め議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和二十二年十月二十三日

外務委員長 安東 義良

衆議院議長松岡節吉殿

〔安東義良君登壇〕

○安東義良君 ただいま上程に相なりました請願につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

去る九月二十五日、本請願を議題といたしまして委員会を開きまして、紹介議員八並達雄君より、請願の要旨及び目的を説明せられました。その説明によりますれば、小笠原、硫黄両島の住民は、戦時中強制疎開の命令により、全島民は余儀なく父祖の地を離れ、本土へ疎開したものであります。これらの人たちは、氣候風土が異り、また本土には知己も少く、就労意のごとくならず、生活に困難な者も少なく、また当局のこれらの人たちに對する救済も不十分であるので、今般元

島民が終戦後平和民族として帰郷の熱烈な希望をもっているのにこたえて、本請願を提出した旨の説明があつたのであります。

政府委員にこれに関する説明を求めましたところ、政府委員よりは、講和條約が締結されていない現在、また現に連合軍により管理されておる地区への移住に關して、政府としては正式に連合國当局と折衝することは不可能であるが、將來における連合國当局の善処をお願いする事前処置として、一應この請願を取上げ、連合國当局に提出することは差支えないとの説明があつたのであります。本問題は國際的に微妙な影響を有するため、特に小委員会を設けて、なお慎重に本問題を検討することにいたしましたのであります。

よつて十月十六日、加藤小委員長はか三名よりなる小委員会を設け、種々検討した結果、かかる問題は人道的見地よりして却下すべき理由もないから、本請願は單に政府へ本請願の希望を傳達する程度において採択すべく議決した旨報告がありましたので、十月二十三日あらためて外務委員会において検討の上、小委員会の議決を採択す

べきことに決定したのであります。

なお、右に關連して種々質疑應答が行われましたが、これらの詳細につきましては會議録に譲りたいと存じます。かくして、外務委員会といなしし

では、本請願を前述の趣旨において本院において採択し、かつこれを内閣に送付すべきものと認めた次第であります。この段、御報告申し上げます。

〔拍手〕

○副議長(田中萬遠君) 本請願は委員長報告の通り採択するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(田中萬遠君) 御異議なしと認めます。よつて本請願は委員長報告の通り採択するに決しました。

次会の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十三分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 片山 哲君
外務大臣 青田 均君
内務大臣 木村小左衛門君

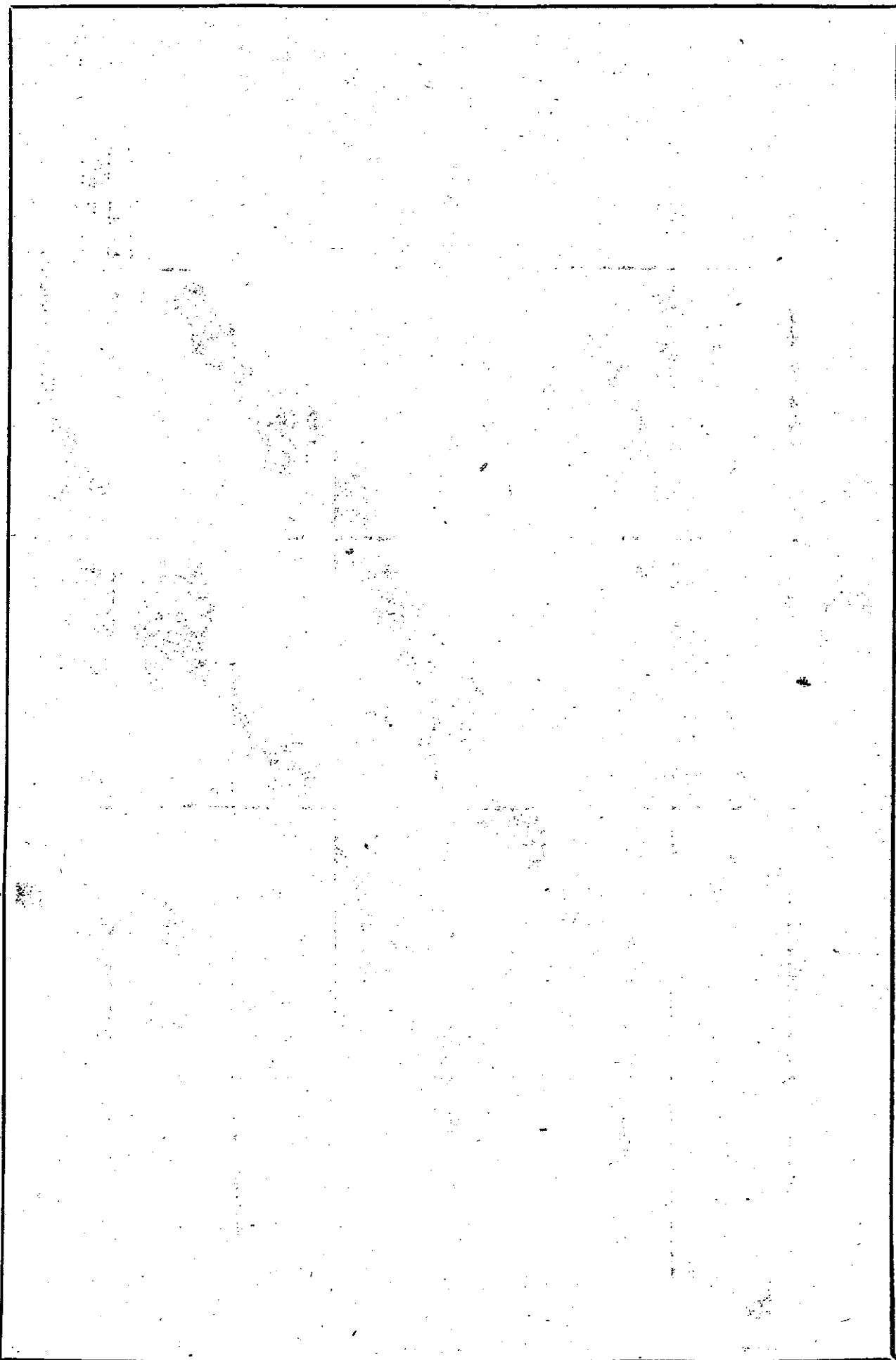
出席政府委員

一、内閣官房次長 瀧川 末一君
外務政務次官 松本 麗藏君
内務政務次官 長野 長廣君
大藏政務次官 小坂善太郎君
大藏事務官 福田 勉夫君
事實局長官 野田 卯一君
農林政務次官 井上 良次君
運輸事務官 郷野 基秀君

衆議院會議録第四十六号中正誤

頁段 行 誤 正
三三 三 ない至 ないし
三六 五 一 補給品 補給金

番三	明一年一月
〃三	九年十六日
番一	以上各條
〃一	九年十六日
番六	以下各條
〃六	十月十六日
番六	國家公務
〃六	員法案外
番六	削除



定價 一部 一圓四十錢

行 東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷局